

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた北陸先端科学技術大学院大学の活動指針（2023.4.1現在）

※レベルの目安は以下のとおり。

レベル1 感染の危険性が大幅に減少した場合、

レベル2 感染の危険性が減少した場合。

レベル3 県内において感染拡大の危険性があるが、本県又は近隣地域で緊急事態宣言等が出されていない場合。

レベル4 感染が拡大し、地域医療がひっ迫し、本県又は近隣地域で緊急事態宣言等が出されている場合。

レベル5 感染が拡大し、地域医療がひっ迫し、全国的に緊急事態宣言等が出されている場合。

レベル6 レベル5の状況に加え、国、県から一斉休校などの要請が出された場合。

		授業	研究室・研究活動 (ゼミ活動等)	課外活動、課外活動施設	事務業務	会議	出張・旅行（国内） 役員・職員・学生	出張・旅行（海外） 役員・職員	出張・旅行（海外） 学生	字外者の入講
レベル0	通常	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり（ただし、別途通知の取扱いによる。）	・通常どおり（ただし、別途通知の取扱いによる。）	・通常どおり
レベル1	要注意	・十分な感染防止対策の上、対面での講義・演習・実験・実習の実施可（必要に応じて人数制限有） ・遠隔授業の活用	・十分な感染防止対策の上、研究室・研究活動可 ・セミナー等はオンラインの活用を推奨	・十分な感染防止対策の上、活動及び利用可	・十分な感染防止対策の上、通常勤務可 ・在宅勤務を推奨	・十分な感染防止対策の上、対面会議可 ・遠隔会議の活用を推奨	・国、県が回避としている地域への不要不急の出張・旅行禁止。 ・オンライン対応を推奨。	・外務省の海外安全情報を踏まえ、原則以下のとおり取扱う。詳細は別途通知しているものを参照。	・外務省の海外安全情報を踏まえ、原則以下のとおり取扱う。詳細は別途通知しているものを参照。	・十分な感染防止対策の上、入講可
レベル2	警戒	・十分な感染防止対策の上、対面での講義・演習・実験・実習の実施可（人数制限有） ・遠隔授業の活用	・十分な感染防止対策の上、研究室・研究活動可 ・セミナー等はオンラインの活用を推奨 ・学生の自宅等での研究活動を推奨	・十分な感染防止対策の上、学内活動及び利用可（人数制限等有） ・学外活動は原則中止又は延期	・十分な感染防止対策の上、通常勤務可 ・在宅勤務を積極的に推奨	・原則として遠隔で行う ・感染防止対策の上、緊急かつ必要性のある対面会議のみ可	・国、県が回避としている地域への不要不急の出張・旅行禁止、その他の地域への不要不急の出張・旅行は自粛。 ・オンライン対応や時期の見直しを推奨。	○渡航禁止 「海外安全情報」がレベル3、「感染症危険情報」がレベル3 「海外安全情報」がレベル3、「感染症危険情報」がレベル2 「海外安全情報」がレベル2、「感染症危険情報」がレベル3	○当面の間、オンラインでの実施を推奨。 現地へ渡航する必要がある場合は、指導教員の承認を得て「コロナ禍における海外への渡航について」を基準日（※）の前日までに担当部署に提出すること。	・十分な感染防止対策の上、入講可、ただし必要最小限の人数・時間とする。
レベル3	中度警戒	・十分な感染防止対策の上、講義・演習・実験・実習の実施可（人数制限有） ・遠隔授業を積極的に推奨	・十分な感染防止対策の上、研究室・研究活動可 ・セミナー等はオンラインの活用を推奨 ・研究員、学生の自宅等での研究活動を推奨	・十分な感染防止対策の上、学内活動及び利用可（人数制限等有） ・学外活動は原則中止又は延期	・十分な感染防止対策の上、通常勤務可 ・在宅勤務を積極的に推奨	・原則遠隔会議のみ可	・国、県が回避としている地域への不要不急の出張・旅行禁止、その他の地域への不要不急の出張・旅行は自粛。 ・オンライン対応や時期の見直し、中止を推奨。	○不要不急の渡航は行わないこと。 「海外安全情報」がレベル2、「感染症危険情報」がレベル2 「海外安全情報」がレベル2、「感染症危険情報」がレベル1 「海外安全情報」がレベル1、「感染症危険情報」がレベル2	以下の条件をすべて満たす場合は渡航可 ・渡航先機関が受入れを認めること ・基準日において、「海外安全情報」がレベル1、「感染症危険情報」がレベル1以下であること ・渡航先が日本からの渡航を制限していないこと ・学系長・理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること	・十分な感染防止対策の上、入講可、ただし必要最小限の人数・時間とする。
レベル4	高度警戒	・対面授業は原則禁止 ・原則遠隔授業	・在宅での研究室・研究活動を推奨 ・十分な感染防止対策の上、研究室の責任者が認めた場合のみ教育研究活動可	・学内外を問わず活動を禁止 ・体育館、トレーニングルーム、学生寄居舎の集會室・和室の利用停止	・在宅勤務を積極的に推奨 ・勤務者数を半数程度とする。	・対面会議禁止、遠隔会議のみ可	・国、県が回避としている地域への不要不急の出張・旅行禁止、その他の地域への不要不急の出張・旅行は自粛。 ・オンライン対応や時期の見直し、中止を推奨。	私事渡航も上記に準拠		・不要不急の訪問は自粛
レベル5	緊急事態	・対面授業は禁止 ・遠隔授業	・原則、在宅での研究室・研究活動のみ可 ・継続中の実験、研究資源維持などのために必要な教職員以外は入講禁止	・学内外を問わず活動を禁止 ・体育館、トレーニングルーム、学生寄居舎の集會室・和室の利用停止	・原則、在宅勤務のみ可 ・重要案件に関する事務を継続するため、必要最少人数のみ出動可	・対面会議禁止、遠隔会議のみ可	・原則、全ての出張、旅行を禁止	・原則、全ての出張、旅行を禁止	・原則、全ての出張、旅行を禁止	・立入禁止
レベル6	入講禁止	・禁止	・禁止	・学内外を問わず活動を禁止 ・体育館、トレーニングルーム、学生寄居舎の集會室・和室の利用停止	・大学施設の維持管理要員のみ出動可	・対面会議禁止、遠隔会議のみ可	・原則、全ての出張、旅行を禁止	・原則、全ての出張、旅行を禁止	・原則、全ての出張、旅行を禁止	・立入禁止

※東京サテライトについては、別に定めるものを適用する。